

○柏市スポーツ推進審議会条例

平成23年10月3日

条例第34号

改正 平成25年3月29日条例第15号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定により、柏市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するものを行うほか、教育委員会の諮問に応じ、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) スポーツ関係団体の代表者
- (3) スポーツに関する医師又は歯科医師
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(平25条例15・一部改正)

(部会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(平25条例15・追加)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平25条例15・旧第4条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(柏市スポーツ振興審議会条例の廃止)

- 2 柏市スポーツ振興審議会条例(昭和38年柏市条例第12号)は、廃止する。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行の日から平成25年5月31日までの間に審議会の委員に委嘱される者(補欠委員として委嘱される者を除く。)の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

附 則(平成25年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の柏市スポーツ推進審議会条例の規定により新たに柏市スポーツ推進審議会の委員として委嘱するために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項柏市スポーツ障害予防委員会及びその専門委員会の目を削る。

○柏市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成23年10月7日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市スポーツ推進審議会条例(平成23年柏市条例第34号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 柏市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営等)

第5条 この規則で定めるもの及び次条の規定により教育長が別に定めるものを除くほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(柏市スポーツ振興審議会規則の廃止)
- 2 柏市スポーツ振興審議会規則(平成12年柏市教育委員会規則第7号)は、廃止する。
(柏市教育委員会行政組織規則の一部改正)
- 3 柏市教育委員会行政組織規則(昭和54年柏市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1第1項の表スポーツ課の項振興担当の目分掌事務の欄第9項中「柏市スポーツ振興審議会」を「柏市スポーツ推進審議会」に改める。